

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 監査委員訓令

○長崎県監査事務局組織規程の一部改正

所管課(室)名
監 査 事 務 局

監査委員訓令

長崎県監査事務局組織規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

長崎県代表監査委員 下田 芳之

長崎県監査委員訓令第1号

長崎県監査事務局組織規程の一部を改正する訓令

長崎県監査事務局組織規程(昭和45年長崎県監査委員訓令第17号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(局長等) 第5条 略 2 略 3 前2項に定める職のほか、 <u>参事監、参事</u> 、副参事、主査又は主任主事を置くことができる。	(局長等) 第5条 略 2 略 3 前2項に定める職のほか、参事監、副参事、主査又は主任主事を置くことができる。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二二一
四一

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト